

ゼロ市債の活用による建設工事の早期発注について

柳川市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、「ゼロ市債」を活用し、公共工事の発注時期の平準化を図ります。

1 ゼロ市債とは

市の会計は単年度会計であり、工事等の発注は原則として、新たな年度になってから入札・契約手続きを行います。このため、新年度当初に工事の閑散期が生じており、また、年度末等に工事が集中してしまう状況にあります。

そこで、工事発注時期の平準化を図るため、単年度会計の例外である債務負担行為を設定し、新年度工事等の入札・契約を前年度に行うことにより、前年度中又は新年度当初の工事着工を可能とするものです。

債務負担行為を設定する年度には、前払金等の支出はゼロであり、新年度以降の支出となることから、「ゼロ市債」と言われています。

2 発注方法等について

通常の建設工事と同様に指名通知・入札を行います。

なお、ゼロ市債による発注工事については、工事名に（ゼロ市債）と明記します。

3 前払金等の取り扱いについて

ゼロ市債を活用した工事の前払金、中間前払金及び部分払の請求時期は、翌年度の4月1日以降となりますのでご注意ください。

（例：令和3年度予算で執行する工事をゼロ市債で令和2年度中に発注した場合、請求時期は令和3年4月1日以降となります。）